



フランスの前期中等教育における「市民教育」のプログラム

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2012-01-10 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 亀喜, 信 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00006095

フランスの前期中等教育における 「市民教育」のプログラム

亀 喜 信

フランス共和国（以下フランスと略記）では、1985年の学習指導要領改訂によって「市民教育」（*éducation civique*）が教科として独立した。コレージュ（*collège* 日本の中学校に相当）¹では、4年間を通じてこの「市民教育」が週1時間教えられる。日本の中学校では、「歴史」と「地理」が1・2年次に教えられ、3年次になってようやく「公民」が1年間で教えられる。フランスでは、早い時期から時間をかけて、段階を踏みつつ「市民教育」が行われるのであり、この教科がいかに重視されているかが伺われる。この研究は、フランスの「市民教育」のプログラムをもとに、この教科の特徴と狙いを明らかにすることを目的とする。

プログラム

最初に、フランス国家教育省の出した『歴史・地理、市民教育 プログラムと手引き』（2004年改訂版）²に述べられている、市民教育の内容を確認しておく。

第6学年（コレージュ1年次）のプログラムでは、市民教育とは「人間と市民との形成」であり、以下の三つの主要な目的に対応すると規定されている。

- ①人間と市民の権利の教育。そのために民主主義と共和国を基礎付け、組織する原理と価値を学び、制度と法を知り、社会的・政治的生活の規則を理解する。
- ②個人と集団の責任感（*sens des responsabilités*）の教育。
- ③判断力の教育。とくに批判的精神の行使と討論の実践による。

¹ フランスでは日本の小学校に相当するエコール（*école*）が5年間、中学校に相当するコレージュが4年間となっている。コレージュ1年次は第6学年と呼ばれ、日本では小学校6年生の年齢に当たる生徒が学ぶ。コレージュ2年次（日本の中学1年次）は第5学年、3年次（日本の中学2年次）は第4学年、最終の4年次（日本の中学3年次）は第3学年と呼ばれる。

² HISTOIRE-GEOGRAPHIE, EDUCATION CIVIQUE, Programmes et Accompagnement, Réédition septembre 2004. 以下、PAと略し、このプログラムからの引用は本文中の（ ）内に略号とページ数を示す。なお、このプログラムはCNDP（Centre national de documentation pédagogique）のホームページからダウンロードできる。

URL は <http://www.cndp.fr/produits/detailsimp.asp?Ref=755A0800>

この三つの教育により、生徒は「市民生活」(la vie de la cité)に参加する準備をすることになる (PA,37)。

また、「新しい進め方」として、生徒の年齢とレベルを考慮に入れ、根本となる概念と価値を中心にプログラムを組み、コレージュの4年間をかけて、これらの概念と価値を様々な観点から繰り返し取り上げ、深めていく。そして生徒は、学んだ知識を日常生活の中で用い、状況とその問題を分析するように教育される。そのために調査研究の方法、情報の選択と理解、批判的判断と討論を行うための教育を受ける (PA,38)。各学年の章立ては以下の通りである。

第6学年：1. 学校の意味 2. 人間の権利と義務 3. 生活環境と自然環境への責任

第5学年：1. 平等 2. 連帯 3. 安全保障 (sécurité)

第4学年：1. 自由と権利 2. フランスの司法 3. 人権とヨーロッパ

第3学年：1. 市民・共和国・民主主義 2. 共和国の権力組織 3. 政治的・社会的シティズンシップ 4. 民主主義の討論 5. 防衛と平和

第6学年は導入であり、生徒の生活の場である学校の意味を考えつつ、人間の権利と義務を理解することから始まる。生徒は自分のアイデンティティを確かめ、他者を尊重し、学校生活に参加し、行動と勉強に責任を持つように教育を受ける (PA,38)。

第5・第4学年 (コレージュ2・3年次) のプログラムの基礎となるのは、民主主義の価値と原理が人間の権利に基づくという認識である。そして批判的精神の訓練と討論の実践が特に重視される。まず第5学年は、差別との戦いというテーマを通して、平等の原理の持つ意味を理解する。また連帯と安全の概念が学ばれ、市民の責任を理解するよう促す。次に第4学年では様々な権利が示され、またフランスの司法制度を詳しく学ぶことにより、生徒は社会生活における権利というものの位置を考える。更にヨーロッパにおける人権保護を学び、「ヨーロッパ市民であること」(citoyenneté européenne) の基礎を理解する。前期中等教育の中軸となるこの2年間のプログラムは、市民と法との関わりを明らかにすることを目的とする。市民を育てることは「礼儀」(civilité: 他の市民を尊重すること) を教えることであり、社会生活への教育であるとともに、政治的な意味の市民教育を含む。共和国は憲法に基づくと同時に市民の「徳」を要求するという立場からこのプログラムが作られている (PA,97-98)。

市民教育のプログラムは、第6学年から第3学年へと、「人間」から初めて「市民」へと進む。第3学年 (コレージュ4年次) のプログラムでは政治制度を知り、政治的・社会的生活を動かしている論理を理解することによって、判断力を培うことが主題となる。それによって生徒は、民主主義を支える原理と価値を具体的に習得する。「市民」「共和国」「民主主義」といった概念は、政治生活の土台を明らかにする。そして共和国の権力組織は、国の制度と行政を表している。政治的・社会的なシティズンシップは、集団生活と政治的・社会的参加を重視するものである。そして国防と平和は、フランスの責任を定義する (PA,179)。また第3学年では、フランス、ヨーロッパ、世界という異なる次元でシティズンシップが問題にされる。

以上で確認した、フランスのコレージュにおける4年間の市民教育プログラムは、「人間」というものから出発し、それを「市民」へと育てるという目的に貫かれている。出発点に置かれる「人間」とは、権利の主体としての平等な個人である。目的に置かれる「市民」とは、「共和

国」の政治に参加する権利を持ち、また義務を担う人間である。多くの移民を抱え³、国民(nation)の統合が大きな課題となっているフランスでは、「市民」という法的地位は、政教分離の原則のうに成り立つ極めて純粋な政治的存在として構想されている。フランスにとって市民教育とは、国民の統合という国の存立を左右しかねない重要な政策的意味を持っている。大津尚志によれば、フランスの市民教育の目的は、共和主義という単一の価値観に国民を統合することであり、従って地域社会よりも「不可分の共和国」の方に重点が置かれ、地方自治は限定的にしか認められない⁴。多元的な価値観や宗教を持つ人々を受け入れつつ国家として存立するためには、どこかに一元的な大枠を据えなければならないわけである。

人権の主体としての「人間」から政治的主体としての「市民」を形成するために、市民の権利と責任の教育が為される。そして権利を行使し責任を負ううえで必要な事柄が教えられる。それは先ず共和国の政治の仕組みの知識であり、現実の状況について情報を入手し、分析し、適切な判断を下す能力であり、他の市民と討論を通して物事を決めるという実践である。これだけの資質を身に付けた市民を育てるためには、ゆっくりと時間をかけて段階を踏んだ教育プログラムが必要である。それはもちろんコレッジの4年だけで済むことではなく、エコールからリセまで市民教育は続けられる。コレッジの4年間では、上記のプログラムに従い、年齢と能力に応じて、基本的な概念を多様な視点から繰り返し取り上げ、身に付け、実生活で使えるように教育が行われる。それは日本の「公民科」のように、中学校の3年次に1年間で足早に通り過ぎるだけの教育とはまったく重みの異なるものである。

市民教育のプログラムを一貫するのは、「民主主義の価値と原理が人間の権利に基づく」という立場である。人間が人間である限り、宗教や文化の違いを越えて持っている人権という概念が、フランスの共和主義を支える。フランスの市民教育の教科書を眺めて最も印象深いのは、第4学年で教えられるフランスの司法制度に関する章である(本研究の末尾に資料として市民教育の教科書の内容を箇条書きにまとめてある)。日本の中学公民とは比較にならぬほど、司法制度について詳細に説明される⁵。そこには、共和主義を支えるのは人権であり、人権を守るのは司法であるという認識を、生徒にしっかりと身に付けさせようという目的が明確に現れている。もちろん市民は単に権利を持つだけでなく、義務も負っている。しかし市民の権利が侵害される時、市民は義務を果たすこともできなくなるのであり、その基本的な認識がフランスの「市民教育」を支えている。市民の義務とは、まず市民の権利を守ることであり、それは単に自分の権利を守るだけでなく、市民という地位を持つすべての人の権利を守ることである。「連帯」という市民の義務の根拠もそこにあると思われる。

³ INSEE (Institut National de la Statistique et des Etudes Economiques) によれば、フランス本国における移民の数は、2004年でおおよそ490万人、全人口の8.1%を占める。INSEEのホームページ参照。URLは<http://www.insee.fr/fr/ffc/ipweb/ip1098/ip1098.html>

⁴ 大津尚志「イギリス・フランスの前期中等教育公民科における教育目標と評価」、『公民教育研究』vol.12(日本公民教育学会、2004)所収、p.122.

⁵ Nathan社の教科書 *Demain, citoyens* の第4学年用(2002年版)では、第2部が司法の説明であり、実に37頁が割かれている。日本の場合、例えば東京書籍の『新しい社会 公民』(2005年版)では、司法の説明は6頁に過ぎない。

そして民主主義が衆愚政治に陥らないように、「批判的精神の訓練と討論の実践」が特に重視されることになる。第5・第4学年のプログラムの手引きには、「討論」(débât)は個人が自分の考えを表明するための手段であり、他者の考えと向き合うことは、討論が成り立ち、民主的な社会が生まれるための必要条件であると述べられている(PA,108)。自分を含め、人々を同じ市民として尊重すること、様々な人々の考えと向き合い、多様な視点から物事を考えるという態度を身に付けること、それが市民の「礼儀」(civilité)である。そして批判的精神は、法そのものにも向けられる。法は必ずしも正しいとは限らない。法は変化するものであり、ある歴史的時点での選択を表すのであって、あくまで「公的な討論」(débât public)から生まれるものである(PA,109)。市民の権利は法に記され、法は司法によって守られるが、法自体は市民の討論から生まれ、市民の討論によって変更できるものである。討論の実践が民主主義を現実化し、支える。それゆえフランスの市民教育の教科書には、自ら考え、調べ、発表し、討論するように促すテーマや質問が、ふんだんに盛り込まれている。例えば Nathan 社で出している教科書 *Demain, citoyens* (第6学年) 第1章「学校の生活」では、導入部で「代表の選出」というテーマが取り上げられ、いくつかの情報が提示された後、6個の質問が用意されている。それは「①教室の代表とは何か ②誰が選挙に立候補できるか、誰が投票するか ③どういう条件で、候補者は1回目の選挙で当選できるか ④代表選挙はどういう段階を踏むか ⑤代表の役割は何か ⑥代表はクラス会議のあいだ何をするか、また会議の後では何をするか」という具体的な実践的なものである。その後5つの節があり、各節に5つないし8つの設問がある。そして第1章の終わりに「生徒のあいだの争いをいかに解決するか」という討論のテーマが用意されており、「①生徒のあいだのどのような争いを知っていますか? ②争いを解決するためにどんな方法を見つけることができますか? ③仲裁はなぜ重要ですか? ④仲裁はあらゆる場合の争いに用いることができますか? ⑤なぜ校内の規則は異なる制裁を提案すると思いますか?」という5つの設問がある。こうした問題について自ら考え、調べ、発表し、討論することによって、互いの意見を尊重し批判的精神と討論のスキルを備えた市民を育成することが、フランスの「市民教育」の骨子である。

フランスの市民教育の教科書の特徴については、すでに大津尚志がまとめている。それを簡潔にまとめると以下の通りである。

①日常生活に密着している：生活の場である学校は、ルールに従って共同生活をするを学ぶ場であり、「教育共同体」(communauté éducative)であることを自覚させる。また教育を受ける権利とともに、少年法(少年の非行)について学ぶ。市民教育は暴力対策の一環としても位置付けられている。

②道徳教育と結びついている：平等、自由、連帯、友愛、人間の尊厳など、「共和国の価値」が教えられる。

③憲法教育が、権利や制度の実社会における機能を中心に教えられる。

④思考力の重視：思考、発表、討論を重視。評価では論証をする能力が問われる。

⑤学際性の重視

大津はこの分析に基づいて、フランスの市民教育が教科書上の知識に止まらず、日常生活、実

社会を「生きる力」を育成する教育であると指摘している⁶。確かにフランスの市民教育は実生活に密着し、道徳教育とも結びつき、自分で考え、発表し、討論するという実践的な教育である。しかしその根底にあるのは、単に「生きる力」ではなく、互いの人権を尊重する平等な「市民として生きる力」の教育である。これは価値の多元性を認めつつ、国民（国家）の統合を確保するための、細くて険しい道である。市民として身に付けるべき道徳とは、「憐れみ」や「思いやり」といった主観的・情緒的なものではなく、人間は等しく権利を持ち、他者の権利を尊重し、互いの権利を守るために連帯すべきであるという「共和国の価値」の認識に基づくものである⁷。感情は私的なものであり、多様である。「市民」という法的地位は、感情や利害、価値観などの私的で多様なものとは独立に設定された、「公的な」存在である。フランスは、多元性を私的領域の事柄とし、それとは独立なものとして一元的な公的領域を設定することによって、人々の多元性と国民（国家）の統合とを両立させようとするのである。そして「市民」とは、この公的領域において人々が担う地位である。価値の多元性が人々のあいだに激しい対立を生みかねない場合、多元性と統合とは「自然に」両立することはなく、二つを異なる次元で両立させようとする人間を教育によって「人為的に」形成しなければならない。石堂常世は、日本では学校教育が「市民」を育成するという発想に立つ人は少なく、むしろ「人間形成」を目指すと考えられており、ここに両国の学校教育の使命に対する意味・理解の根本的ズレがあると述べている⁸。市民というのは政治体に帰属するメンバーであり、政治生活に参加する権利を有し義務を負う平等な法的地位である。

しかし池田賢市によれば、フランスにおいてこのように市民教育が重視されるようになったのは、移民の問題、特にイスラームの社会的統合の問題があるからである。校内暴力のような若者の問題が多発するようになった背景には、フランス生まれの移民の子ども（第二世代）への社会的差別、経済的格差の問題がある⁹。また私的なものと公的なものとを分離し、「個人の抽象化というフィルター」を通ることを強制する市民教育は、「きわめてナショナルな、排他的な実践へと転化していく危険」を孕んでもいる¹⁰。多元的なものが分解することなく統合されるためにいかなる方途があるのか、それはフランス一国だけの問題ではなく、欧州連合のような国家連合を形成し維持する上でも、大きな課題となる。しかしフランスは少なくとも、この課題を明確に自覚し、それに対応しようとする一つの選択を自覚的に行い、実行しようとしている。学校でのいわゆる「スカーフ事件」など、問題は多くくすぶっており、時にそれが暴動などの形で爆発するが、問題や対立と向き合うという姿勢は維持している。それに対して日本では、

⁶ 大津尚志「フランスのコレージュにおける公民科教科書分析」、『公民教育研究』vol.10（日本公民教育学会、2002）所収、pp. 70-74.

⁷ 石堂常世は、フランスは「知識を熟成させた道徳性」を目指しており、それは事実認識を基盤とし、知識の伝達を原理とするのであって、情緒的、感情的な日本の道徳教育とは異なると指摘している。石堂常世「"市民性"の育成を日仏教科書にさぐる」、『日仏教育学会年報』第3号（日仏教育学会、1997）所収、pp. 64-65.

⁸ 石堂、前掲書、p. 59.

⁹ 嶺井明子（編）『世界のシティズンシップ教育』（東信堂、2007）、pp. 164-165.

¹⁰ 嶺井、前掲書、p. 168.

価値観の多元性や経済格差などが、まだ激しい対立となるほどには先鋭化していない（ように見えるが、それは筆者がよく見ていないだけかもしれない）。中学の公民科が3年次の1年間で済まされ、討論の訓練も不十分で、いじめがあっても見て見ぬふりをしてやり過ごすことを覚える日本の中等教育では、この課題に取り組むための準備すらまだできていないと言うべきだろう。

「市民」の意味

フランスの「市民教育」の教科書では、「市民」とはどのように定義されているのだろうか。Nathan社の教科書 *Demain, citoyen* の記述と他のフランス語の辞書における記述、また日本の中学「公民科」の教科書などを比較しつつ検討してみる。

Nathan社の教科書で「市民」とは、第6学年では「自国の政治生活に参加する権利を有する人」、第5学年では「国家の完全なメンバーと認められた人。自国の政治生活に参加する権利を有する。」、第3学年では「政治的共同体ないし国家の完全なメンバーと認められた人で、メンバーはその政治的共同体に参加する権利を持つ。」と規定されている。いずれも市民を参政権を有する人間として捉えている。既に見たとおり、市民教育とは人権を有する平等な人間を出発点とし、国家のメンバーとして参政権を有し連帯する市民を育成することを目標とする。出発点におかれるのは単独で捉えられた個としての存在であり、目標に置かれるのは政治的共同体を形成してその中で互いの権利を尊重する存在である。単独の個としての人間も、生まれながらに人権を有する存在として認められる。しかし市民である限りの人間は、他の市民を尊重し、他の市民と共同体を作ってそこに参加し、生活する存在として構想される。

フランスの『政治哲学事典』では、近代の「市民」は「人間」とのコントラストにおいて、また主権との関わりにおいて定義されると述べられている。「自然状態」から離れた人間は、「協定」(契約 *convention*) によって主権を創設し、その主権によって政治体のメンバー即ち市民となる。市民は公共の善を考慮し、その代わりに政治体によって権利を守られる¹¹。つまり「人間」は、生まれながらに持つ権利を守るために主権を創設し、政治体を構成し、そのメンバーとなることによって「市民」となる。それゆえ人間が市民となるためには、自分の権利は何であるのか、それを守る政治体とは何か、その政治体を構成する一員であるとはいかなることかを理解しなければならない。それが市民教育の骨子であろう。

しかしヨーロッパにおいて、市民が帰属する政治体はもやは従来の国民国家だけではない。欧州連合に帰属する「ヨーロッパの市民であること」(*citoyenneté européenne*) もまた、市民教育のカリキュラムに含まれる。竹島博之によれば、「グローバル化する現代世界の中で重要なのは、単一の国民国家という閉じた圏域の中でのみ通用する臣民的—公民的資質を養うのみならず、流動化し多様化の進む国際社会の状況に対応する市民的資質や社会構築力をいかに育むか

¹¹ Raynaud, P. et Rials, S.(direction), *Dictionnaire de philosophie politique*, PUF, 1996, p. 96.

という課題に取り組むこと」である¹²。コレージュの市民教育のカリキュラムでは、この取り組みは以下のように進む。

第6学年：「文化遺産に責任を持つ」という大項目のなかで、人類が共有する遺産として世界文化遺産について学び、それを保存する責任について学ぶ。

第5学年：「連帯」という大項目のなかの一部で、国連やNGOなどの国際的な連帯の組織について学ぶ。

第4学年：「人権とヨーロッパ」という大項目で、「ヨーロッパ市民であること」を主題的に学ぶ。第1にヨーロッパの共通の文化遺産（民主主義、キリスト教、資本主義など）、共有された価値（自由、立憲国家）によってヨーロッパの一体性（*unité*）が成り立っていること。第2にヨーロッパ諸国が文化的に異なること、例えば言語の違い、キリスト教の違い（カトリック、プロテスタント、ギリシャ正教）、民主主義の多様な形態（中央集権型、連邦型）、法制度や教育制度の違い、国家と宗教の関係の違いなど。第3にヨーロッパ評議会（*Conseil d'Europe*）とヨーロッパ人権協定の説明。最後に欧州連合とヨーロッパ市民の権利・アイデンティティ（欧州連合の旗、歌、記念日、ユーロ通貨、スローガン）、ヨーロッパ市民を結びつける価値と統治システムなどについて学ぶ。

第3学年：フランスという国家と欧州連合との関わり、フランス市民であることとヨーロッパ市民であることとの関わりについて、政治制度や市民の権利、選挙制度、防衛体制などを中心に学ぶ。また国連についても第5学年より詳しく学ぶ。

現在の日本の『中学校学習指導要領（平成10年12月）－社会編－』には、「教科の目標」として以下のように掲げられている。「広い視野に立って、社会に対する関心を高め、諸資料に基づいて多面的・多角的に考察し、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深め、公民としての基礎的教養を培い、国際社会に生きる民主的、平和的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。」¹³。唐木清志によれば、「公民的資質」という言葉が社会科の目標に入れられたのは『昭和42年版小学校社会科学習指導要領』が最初で、そこでは公民的資質とは「市民社会の一員としての市民、国家の成員としての国民という2つの意味を含んだことばとして理解されるべき」と記述されているという。そして「皇民」には天皇制国家が、「国民」には国民国家が、「市民」には市民社会が前提となり、「公民」は「国民」と「市民」の中間で両者の性格を併せ持ち、前提となる社会制度も国民国家と市民社会の両方がある程度含むと述べている¹⁴。ここで言われる「市民」とは、特権や身分制度から解放された、財産と教養を持つ自由で平等な個人を指すと思われる。また「国民」とは、国家を構成し国家の一員である人々を指すと思われる。その両方の意味を含む「公民」とは、自由で平等な権利を有し、国家の一員である人々を指すということになる。しかし『広辞苑』（第5版）では、「公民」の意味の一つとして、「国政に参与する地位における国民。市民。」という定義が挙げられている。更に日本語では、「市民」と言えば「市の住民」という意味もあり、「公民」と「市民」という言葉の

¹² シティズンシップ研究会編『シティズンシップの教育学』（晃洋書房、2006）、p. 2.

¹³ 文部科学省『中学校学習指導要領（平成10年12月）解説－社会編－』（大阪書籍、2004）、p. 19.

¹⁴ 嶺井、前掲書、pp. 45-46.

意味に曖昧さと混乱がある。国家のメンバーにして参政権を有する人を指す場合、むしろ「国民」を使うことの方が多（国民主権など）。前記の学習指導要領でも、「国民」という言葉の頻度が圧倒的に高く、「市民」は歴史分野で「市民革命」として出てくるのみ、「公民」は「国民主権を担う公民」などわずかである（主権を担う国民という表現なら分かるが、国民主権を担う公民という表現はどういう意味なのだろうか）。そして日本の現在の学習指導要領の「公民的分野」の目標は4つあり、その第一は「個人の尊厳と人権の尊重の意義、特に自由・権利と責任・義務の関係を広い視野から正しく認識させ、民主主義に関する理解を深めるとともに、国民主権を担う公民として必要な基礎的教養を培う。」である。この目標については、民主主義の本質が人権尊重の原理にあり、民主社会において個人は互いに基本的人権を尊重することが基本であると述べている。そして「国民主権を担う公民」を育てるために、断片的知識の詰め込みに陥らないように、「知識・能力・態度を一体的なものとして身に付けさせる必要がある」とし、それを意味する「教養」という語を用いると説明している¹⁵。しかし公民に必要な知識・能力・態度を一体的なものとして身に付けるための方法については、具体的な言及はない。そもそも中学校の公民科は3年次の1年間しか教えられない。その1年間で、たとえ「基礎的」教養と限定を付けてとしても、一体どれだけのことが身に付けられるのか疑問である。とりわけ、討論という仕方でも問題を解決するという実践的な能力は、時間をかけて段階的にじっくりと習得されるべきものであろう。それだからフランスでは、コレージュの4年間をかけて調査・分析・発表・討論という「市民的生活」のスキルを育成するのである。公民として弁えるべき「基礎的教養」を軽んじておいて、ボランティア活動や国歌斉唱を義務化してみても、「公民的資質」など育つはずがない。単に「お上の命令には従う」だけの従順で統治しやすい人間が生産されるだけであろう。

東京書籍の中学校教科書『新しい社会 公民』（2005）には、「市民」も「公民」も「国民」も定義されていない。索引には「市民」も「公民」も載っておらず、「国民」は「国民主権」「国民の義務」という項目で載っているだけである。本文中では、例えば「国民が政治に参加して、国民による政治が行われてこそ、民主政治といえます。」（同書35頁）のように、「国民」という言葉が用いられている。「市民」という言葉は、「地球市民」という用法でのみ用いられ、「わたしたち一人ひとりが地球の一員であるという意識をもって、地球的課題の解決に努力しようとする地球市民としての資質が求められています。」と述べられている（同書125頁）。この記述の中にすでに、「市民」という言葉の含意する「帰属」（集団ないし政治体の一員であること）と「責任」（政治体のメンバーが共有する課題の解決に努力すること）という二つの契機が現れているが、その点について説明はない。「公民」という言葉は、教科書のタイトルとして出てくるだけで、本文中では使われない。

*本研究は科研費（課題番号18520022）の助成を受けたものである。

¹⁵ 『中学校学習指導要領（平成10年12月）解説—社会編—』、pp.119-120.

【資料】フランス「市民教育」教科書の内容

使用教科書：Tourillon, A.-M. et Heymann-Doat, A.(dirction), *Demain, citoyens*, Nathan

第6学年（コレージュ1年次）（2004年版テキスト使用）

第1部 学校の意味

第1章 中学校での生活

教育を受ける義務、運営する組織、生徒の権利と義務、決定する組織、仕事に責任を持ち自立する

第2章 教育：すべての人の権利

公教育 *instruction publique* の歴史、憲法に記された教育を受ける権利、公共事業としての教育、宗教的中立

第2部 人の権利と義務

第3章 人のアイデンティティ

生まれると子どもは名前と苗字を与えられる。

国籍：人を公式に国家に結びつけ、そこで市民となる権利を与える絆

市民：国の政治的生活に参加する権利を持つ人

アイデンティティの公的証明としての戸籍

第4章 生徒：未来の市民

市民の権利と義務：参政権

民主主義：すべての人に人権を保障し、そのうち市民が参政権を持つ政治制度

権利は他者の権利の尊重によって制限される。一般の利害を個人の利害より優先

すべての人は法を守り税金を払う義務を持ち、市民はまた国防の義務を負う

投票権と被投票権

市民となる訓練：ボランティアとしてアソシエーションに参加し、他者のために能力を役立てる。そこで共同生活の規則を守り、連帯することを学ぶ。

連帯：人々が相互に助け合い支える関係

第3部 環境と文化遺産に対する責任

第5章 環境に責任を持つこと

①環境破壊と環境保護 ②国、地方自治体、個人の責任：リサイクル、ゴミの分別

第6章 文化遺産に責任を持つこと

文化遺産とその保護、世界遺産とその保護

第5学年（コレッジ2年次）（2005年版テキスト使用）

第1部 平等

第1章 法の前の平等

フランスでいかに平等が獲得されたか、世界ではどうか
平等は法の内いかに認められているか、不平等を禁じる法

第2章 差別の拒否

違いを受け入れる寛容、偏見と差別、人種主義と反ユダヤ主義への反対行動
性差別、女性に対する暴力など

第3章 人の尊厳

子どもを虐待から守る、麻薬から身を守る、健康を守る

第2部 連帯

第4章 連帯の精神

①連帯とは何か、日常の実践 ②相互扶助のアソシエーション、それへの参加
③国際的な連帯、その組織

第5章 制度としての連帯

社会保険、社会保障制度
社会保障の赤字をいかに減らすかー病気の予防、ジェネリック薬品の使用
最低生活の保障、社会から排除された人々を再び社会に編入する

第3部 安全

第6章 日常の安全

①学校の安全ー恐喝、暴力 ②交通安全 ③警察、憲兵：犯罪に対し公的秩序を守る

第7章 重大な危険に対して

①地震、洪水、森林火事、台風、ダムの決壊、工場爆発、原発事故など
②損害の補償：国や地方公共団体、保険会社 ③危険を予防し、援助を組織する

第4学年（コレッジ3年次）（2002年版テキスト使用）

第1部 自由と権利

第1章 人権と市民の権利

①法によらずに逮捕、拘禁されない権利 ②私的生活の保護、個人情報の保護 ③移動の権利、EU内での移動の自由 ④思想と表現の自由、集会と結社の自由 ⑤参政権と政党、外国人参政権について

第2章 社会権

①労働者の権利、労働の権利と失業問題 ②教育の権利、健康を守る権利 ③排除と闘うのは集団の責任 ④障害児を学校に受け入れる、従業員20名以上の企業は障害者を雇用する ⑤住居のない人々の保護、住居の保障

第3章 情報の問題点

- ①市民の責任を自由に果たすため情報の自由は不可欠
- ②情報の多元性を守る
- ③メディアに対する検閲、監視
- ④情報の自由と規則一名誉毀損は罪

第2部 フランスの司法

第4章 司法の原理

- ①法の名において自由を守る司法
- ②裁判を受ける権利、控訴、上告の権利

第5章 司法組織

- ①罪の違いに応じた異なる裁判所
- ②裁判への手続
- ③原告は訴えることができるが復讐は禁じられる
- ④被告が有罪と判断された場合、司法は社会復帰の手段を講じる
- ⑤重罪院とその改革
- ⑥小審裁判所と大審裁判所—民事訴訟
- ⑦特殊な裁判所—商事裁判所、社会保障問題裁判所
- ⑧民事裁判所はまず和解の道を探る
- ⑨労働裁判所の仕組みと役割
- ⑩行政裁判所と国務院 Conseil d'Etat
- ⑪未成年の裁判—教育的制裁

第3部 人権とヨーロッパ

第6章 人権とヨーロッパ市民であること

- ①西洋文明の共通遺産：民主主義、キリスト教、資本主義
- ②法治国家の勝利
- ③ヨーロッパの一体性を基礎づける共通の価値
- ④それぞれの国家のアイデンティティ—複数の公用語を認める国家もある
- ⑤どの国家もマイノリティの文化的アイデンティティを認め外国人を統合している
- ⑥民主主義の多様な形態
- ⑦信仰の自由はどの国でも認められるが、国家と宗教との関係は多様（フランスは政教分離）
- ⑧ヨーロッパ評議会 Conseil de l'Europe：人権の尊重のための活動
- ⑨ヨーロッパ人権条約（1950）：国際的な人権擁護の最初のシステム
- ⑩ヨーロッパ人権裁判所
- ⑪ヨーロッパ連合—ヨーロッパ市民の権利

第3学年（コレージュ4年次）（2003年版テキスト使用）

第1部 市民・共和国・民主主義

第1章 市民・共和国・民主主義

- ①市民とは何か、国籍とは何か
- ②市民の参政権、主権の表現としての普通選挙
- ③市民権と社会権
- ④市民の義務
- ⑤ヨーロッパ市民の地位
- ⑥フランス共和国の原理：平等、人民主権、不可分なフランス、政教分離、公教育
- ⑦フランス共和国の象徴：国旗、国家、スローガン
- ⑧民主主義と欧州連合

第2部 共和国の権力組織

第2章 第5共和制の制度

- ①第5共和制の憲法
- ②行政権
- ③立法権

第3章 地域と地方自治体の統治

- ①中央行政と地方行政
- ②地域圏、県、市町村の会議、分権と協力
- ③欧州連合におけるフランス

第4章 選挙

①選挙の仕組み ②地方、国、欧州連合の選挙

第3部 政治的・社会的シティズンシップ

第5章 政治的・社会的な市民の地位

①政党の役割、民主主義の基礎としての複数政党制 ②労働の権利、組合の役割

③アソシエーションへの参加（共同の行為）、圧力団体

第4部 民主主義の議論

第6章 民主主義をめぐる議論

①メディアと世論 ②インターネットの長所と危険 ③経済的・社会的な生活における国家の役割：公共企業、公共サービス ④欧州連合において国家の役割が問われる：公共事業の民営化、社会保障の見直し ⑤政治的・社会的な生活における女性：国会における女性議員の割合の低さ ⑥仕事における平等：雇用差別の禁止、現実の給与格差、管理職に就く女性の割合の低さ

第5部 国防と平和

第7章 国防と平和

①軍隊の役割：国土と国民を守る、災害時の救助と復興作業、国外での平和維持活動②1997年の法律で徴兵制は中止、現在軍隊は職業軍人によって構成 ③国と欧州の防衛：軍の指揮権は大統領にあり、核兵器の使用を決定できる。議会は軍事計画の法を審議・投票し、軍の投入を決める ④フランスの防衛政策は欧州連合とNATOの防衛システムに連動 ⑤人道的活動や平和復興のための緊急対応 ⑦国連の役割、国際刑事法廷 ⑧国際的な連帯と協力：国連の諸機関とNGO

Etude sur le programme de l'éducation civique en France

KAMEKI Makoto

Cette étude vise à clarifier des traits de l'éducation civique organisée au collège français par l'analyse du programme de cette matière. L'éducation civique est une formation de l'homme et du citoyen. Elle prépare et permet la participation des élèves à la vie de la cité. Les quatre niveaux du collège reprennent et approfondissent les notions et les valeurs fondamentales. Les élèves sont formés à l'analyse de situations de la vie quotidienne par la mobilisation des connaissances acquises. Ils sont initiés aux méthodes d'enquêtes et de recherche, à la sélection et à la compréhension de l'information, au jugement critique et à l'argumentation.

L'éducation civique présuppose, dans le point de départ, un individu doué de droits de l'homme. Elle met sur le but un citoyen, c'est-à-dire un être doué du droit de participer à la vie politique de l'Etat. Le programme de l'éducation civique observe fermement le principe: la démocratie est fondée sur les droits de l'homme. Les élèves apprennent les droits et les responsabilités du citoyen pour se préparer à la vie de la cité. Ils apprennent aussi que leurs droits sont défendus par le pouvoir judiciaire. De plus, ils s'entraînent à l'exercice de l'esprit critique et à la pratique de l'argumentation qui sont respectés pour éviter la démagogie.

D'après le programme de l'éducation civique, le débat est un moyen pour tout individu d'exprimer sa pensée, et se confronter avec la pensée de l'autre est la condition de l'existence du débat et de l'avènement d'une société démocratique. La France vise à garantir l'intégration nationale, tout en respectant le pluralisme des valeurs dans l'espace privé, sur l'état commun du citoyen dans l'espace public. L'éducation civique a pour but de former les citoyens qui s'organisent et soutiennent l'intégration de la République française.